

# 令和8年度 東京大学三鷹国際学生宿舎 大学院学生（チューター）入居者募集要項

## 1. 宿舎概要 (<http://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/housing/dormitory/mitaka/about/index.html>)

本宿舎は、その名称に示されているとおり、日本人学生と留学生との混住宿舎であり、その比率は約7対3で、日常的な国際交流の場を目指しています。現在6棟の居住棟と多目的ホールを備えた共用棟よりなっており、605室が整備されています。

## 2. 所在地

〒181-0004 東京都三鷹市新川6-22-20

JR中央線または京王井の頭線「吉祥寺」駅下車。

吉祥寺駅公園口（南口）を出て、マルイ前からバス乗車。

小田急バス 吉01～04、吉06、吉15系統乗車。「新川」バス停下車、徒歩約8～10分。

※「吉0」で始まるバス（01, 02, 03, 04, 06系統）はすべて「新川」バス停に停まります。

※「新川通り」、「三鷹農協前」バス停下車も利用できます。乗車バス系統の乗り換えにはご注意ください。

駒場キャンパスへの所要時間は45～60分。

## 3. 諸経費（下記名称及び金額については変更する場合があります。）

① 寄宿料月額	4,700円
② 光熱水費基本料金月額	2,550円（注1）
③ 共益費月額	500円（注2）
④ 修繕費月額	1,000円
⑤ 交流費月額	100円

諸経費月額合計 8,850円

⑥ 原状回復費	60,000円（注3）
---------	-------------

（注1）居室部分の「光熱水費」については、基本料金以外に使用量に応じた料金が発生しますので、実際の諸経費月額合計は8,850円以上になります。

（注2）「共益費」とは、宿舎生の生活から生じたゴミの分別及び廃棄物品等の処理費用と、その他宿舎生の生活に関し必要となる費用を指します。

（注3）「原状回復費」とは、退去後の居室原状回復にかかる費用を指します。入居後6月末までに一括して支払っていただきます。入居満了時における退去、または入居期間中の途中退去にかかわらず原状回復費の返金はありません。

## 4. 諸設備

① 建物 鉄筋コンクリート3階建て（6棟）

② 居室（洋式個室13㎡）

シャワー・トイレユニット、ミニキッチン（IH式）、机、椅子、クローゼット、ベッド（マットレス・寝具なし）、エアコン、テレビアンテナ端子、インターネット端子（別途業者と個別契約）

※ 宿舎敷地内（棟内も含む）での火気の使用は禁じられています。

③ 共用施設

テニスコート、ラウンジ、ランドリールーム（全自動洗濯機・衣類乾燥機、いずれもコイン式）、多目的ホールなど

④ その他

敷地内各所に防犯カメラが設置されています。

宿舎内の生活フロアは基本的に男女なっていますが、2024年度からフロアの一部をオールジェンダーフロアに変更しました。

女性専用フロア入口はオートロックとなっており、女性用居室内には防犯ブザーが設置されています。

概要は総合文化研究科ウェブサイト (<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/housing/dormitory/mitaka/about/index.html>) からのご確認いただけます。

#### オールジェンダーフロアについて

本学では『東京大学憲章』(参考1)において多様性尊重の理念を示すとともに、2022年6月に『東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言』(参考2)を制定し、ダイバーシティ(多様性)の尊重及びインクルージョン(包摂性)の推進という本学の指針を宿舍管理にも適用します。

オールジェンダーフロアとは、通学時間や家計基準などの要件がありますが、それを満たせば、公的な各種証明書(\*)の性別にかかわらず、誰でも入居可能な居住フロアのことです。男女別フロア以外の選択肢を増やすことで、多様な学生が安心して生活できるようにすることを目的として設置するものです。

(\*) 公的な各種証明書：戸籍、パスポート免許証、マイナンバーカード、出生証明書、住民票等

参考1 『東京大学憲章』

[東京大学憲章](#)

参考2 『東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言』

[「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」制定について](#)

参考3 『宿舍におけるオールジェンダーフロア導入の趣旨について』

[宿舍におけるオールジェンダーフロア導入の趣旨について](#)

## 5. 入居者募集

下記のとおり募集しますので、入居を希望する者は必要書類を添えて申請してください。

### 1) 募集予定数 (下記の予定数は変更することがあります。)

男性フロア        11室  
女性フロア        9室  
オールジェンダーフロア    数室

### 2) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学院学生で、標記宿舍の留学生との交流に関心を持ち、**チューター活動を意欲的に行うことができる者**。なお、入居許可期間開始日時点で学籍が休学の場合は申請できません。

- ① 令和8年4月に本学の各研究科等に入学予定の者、もしくは引き続き学籍がある者(標準修業年限内)
- ② 三鷹国際学生宿舍の現院生会員で、令和8年4月に標準修業年限を超えて入居期間を1年間延長する者
- ③ 留学生は日本語が堪能で令和8年4月に入学が許可された者、もしくは引き続き学籍がある者。ただし標準年限は超過しない。

具体的な活動内容については「三鷹国際学生宿舍院生会について」、「院生会活動内容」をご覧ください。

### 3) 申請手続

#### ① 申請期間

令和8年 1月 13日 (火) ~令和8年1月 23日 (金) (必着)

#### ② 申請方法

申請書類は④に示した提出先に**簡易書留**にて郵送または、直接持参してください。

郵送による場合は、上記受付期間内に到着したもの(1月23日(金)必着)に限り受け付けます。申請書類を角形2号封筒に入れ、封筒表面に申請者の氏名と郵便番号・住所を記入してください。

直接持参の場合、窓口受付時間は平日午前10時~午後3時30分(土・日・祝日は除く)です。

※ 窓口時間が変更となっている場合もあります。最新の情報を確認の上ご来校ください。

提出された書類は返却できません。

**申請書類に不備がある場合は無効となる場合もありますので、ご注意ください。**

#### ③ 申請書類等

##### 1. 東京大学三鷹国際学生宿舎入居申請書(大学院学生用)

##### 2. 研究科等指導教員等の推薦所見 (下記のいずれか)

大学院学生：現在または令和8年4月以降の指導教員

学部学生：学科・コースの教員

社会人：職場の上司等、所見を述べられる者

##### 3. 令和8年4月以降の活動予定表

##### 4. 履歴書(所定用紙)

必ず写真を貼ってください。

##### 5. 返信用封筒 1枚(長形3号 横120mm×縦235mm A4用紙が三つ折で入る大きさ)

面接日時の通知の送付に使用します。郵便番号・住所・氏名を記入し、110円切手を貼ってください。

##### 6. レターパックライト 1部

結果通知等の送付に使用します。二つ折りにして構いません。

お届け先の欄に返送します。申請者の郵便番号、住所及び氏名を明記し、品名は「書類」としてください。

##### 7. 入居希望調書Ⅱ

該当欄に記入のこと。

※1、4の書類は手書きで作成してください。手書きによる記載が困難な場合は、申請書類の提出先までご連絡ください。

※3の書類のみ、院生会(三鷹国際学生宿舎に居住する大学院学生で構成された組織)による面談用の書類としても利用されることがあります。

#### ④ 提出先

〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1

東京大学教養学部等学生支援課厚生チーム(アドミニストレーション棟1階6番窓口)

### 6. 選考

入居者の選考は、書類選考のほか、Zoomによるグループ面接を令和8年2月9日(月)9:30~15:50の間、10日(火)9:30~12:30の間に1グループにつき30分~40分程度予定しています。また、大学の面接試験後に院生会による個別面談を実施しますので必ず受けてください。

面接日時については指定できません。後日、申請書類の返信用封筒にて詳細を郵送でお知らせします。

## 7. 入居許可者の発表及び入居許可関係書類の交付

令和8年2月12日（木）午後1時頃に総合文化研究科・教養学部のウェブサイト (<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/housing/dormitory/mitaka/selectionresult/index.html>) へ入居許可者の受付番号（面接日時通知文書に記載）を掲示します。

また、入居に必要な書類については、2月18日（水）以降返信用レターパックにて送付します。  
なお、電話による選考結果の問い合わせには一切応じられません。

注1) 研究科等へ入・進学できなかった場合、入居許可は無効となります。

注2) 後日院生会あてにチューター活動に関する「同意書」の提出が必要になります。入居辞退期限までに必ずご提出ください。

## 8. 入居期間

令和8年4月1日以降の指定された日から在籍する課程の標準修業年限内の指定された日まで。  
ただし、入居期間延長者は、令和9年3月19日（木）まで。

## 9. 入居辞退

入居を許可された者が辞退する場合には、令和8年3月3日（火）午後1時までに教養学部等学生支援課厚生チームへ届け出てください。研究科等への入・進学ができなかった場合も必ずご連絡ください。なお、入居許可期間開始日以降に入居辞退を申し出た場合は、一旦入居手続を行ったうえで退去手続を行います。その際は入居許可期間初月分の宿舍経費等を徴収します。

## 10. その他

### 1) 火災保険（火災共済）

万一の場合に備えて火災保険等に加入することを奨励します。（宿舍居室内での火気の使用は認められていません。）

火災保険等は各損害保険会社や東京大学消費生活協同組合（東大生協）等で取り扱っており、保険料（掛金）は取扱機関によって異なります。

### 2) 宿舍生会（三鷹国際学生宿舍宿舍生会：MSC）

宿舍には入居者全員で組織する宿舍生会があります。宿舍生会は宿舍生の福利厚生の向上、宿舍生間の交流を目的とする組織であり、同時に大学と宿舍生とのコミュニケーションにあたっての宿舍生側を代表する役割を担っています。

入居者には宿舍生会の運営、及び宿舍生会主催の各種行事に積極的に参加すること、ならびに、共同生活を円滑に営むための協力が求められています。

### 3) 院生会（三鷹国際学生宿舍院生会）

宿舍には居住する留学生の学生生活をサポートすることを目的とした大学院学生で組織する院生会があります。選考で入居した大学院学生はその会員となり、活動への積極的な参加・協力が求められます。

具体的な活動内容については「三鷹国際学生宿舍院生会について」、「院生会活動内容」をご覧ください。

### 4) 注意事項

(1) 次のいずれかに該当する者は選考の対象から除外します。また、入居後に判明した場合は入居許可を取り消す場合があります。

① 提出書類に不備がある場合。記入内容及び申請書類に疑問点がある場合は事前に学生支援課に

問い合わせてください。

- ② 申請時に寄宿料または寄宿料以外の経費を滞納している者。また、申請後に同経費を滞納し、督促を受けても所定の期間内に納付しない者。
  - ③ 大学の学籍が無い者。また、入居許可期間開始日時時点で学籍が休学の者。
  - ④ 虚偽の申告をして入居したことが明らかになった者。
- (2) 本宿舎は築年数が経過しています。宿舎施設・設備・環境等特性を理解した上で申請してください。
- (3) 居室の配置は大学側で行います。健康上居室の配置に特段の配慮を希望する方はご相談ください。居室の配慮を申し出いただいた際は厚生チームからご連絡を差し上げ、証明書等の書類をご提出いただく場合があります。部屋の配置が決定した後は部屋の変更には応じられません。
- (4) 「入居希望調査Ⅱ」を基に希望するフロアへの配置を考慮いたします。オールジェンダーフロアに心理的不安のある方は、男性・女性専用フロアをご希望ください。
- (5) 入居許可期間中院生会の活動を継続できなくなった場合、宿舎に引き続き継続して居住することはできません。
- (6) 入居許可期間前に荷物を預かることはできません。
- (7) 入居許可期間開始後に入居辞退を申し出た場合、入居期間の初月ひと月分の経費（寄宿料ほか）を徴収します。

宿舎生活に関する詳細は入居後に行われる入居ガイダンスで説明します。必ず出席してください。

#### 個人情報の取扱いについて

- (1) 入居申請にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入居者選考、②入居許可者発表、③入居手続業務、④学生宿舎の管理運営関係の業務を行うために利用する。
- (2) 入居申請に当たって知り得た個人情報は、①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請等）、③授業料徴収に関する業務、

以上の用途以外には用いない。

【連絡先】 東京大学教養学部等学生支援課厚生チーム  
03-5454-6077, 6078  
kousei-team.c[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp  
※[at]を[@]に置き換えてください。